

乳幼児医療助成事業の制度改正について

1 目的

子育ての経済的負担を軽減するため、現行乳幼児医療助成制度の対象を拡大するとともに、自己負担の導入など、持続可能な新たな制度に再構築します。

2 実施主体 市町村

3 制度の経緯

(1) 昭和48年	乳児医療助成事業	入通院1歳未満児対象
(2) 平成9年9月	乳幼児医療助成事業	入通院3歳未満児対象
(3) 平成13年4月	乳幼児医療助成事業	入院6歳未満、通院3歳未満児対象

4 平成18年10月1日診療分から、次のように変わります

平成18年9月30日まで

平成18年10月1日から

○事業名

「乳幼児医療助成事業」



「乳幼児等はぐくみ医療助成費」

○支給対象年齢

通院 3歳未満児
入院 6歳未満児



通院 7歳未満児
入院 7歳未満児

○所得制限：(例)標準サラリーマン家庭(夫、専業主婦である妻、子ども2人)の場合

老齢福祉年金準拠
(保護者の年収が約906万円未満
の乳幼児が対象)



児童手当特例給付準拠
(保護者の年収が約860万円未満
の乳幼児等が対象)

○自己負担金

通院0~2歳児 なし
入院0~5歳児 なし



通院0~2歳児 なし
入院0~5歳児 なし

新たに助成対象となる
通院3歳児~6歳児
入院6歳児
について、1レセプト600円

*保険薬局を除く

○入院時食事療養費

助成



助成対象外

○支給方式(原則)

0歳~2歳 現物給付、償還払い
3歳~5歳 償還払い



0歳~2歳 現物給付、償還払い
3歳~6歳 償還払い